

池田市制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田市（以下「本市」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、当該入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めた制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札に付することができる対象工事は、設計金額が120,000,000円以上の工事とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建設工事は、設計金額にかかわらず一般競争入札の対象工事とすることができるものとする。

(入札の公告)

第3条 前条第1項又は第2項の対象工事を一般競争入札に付する場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号。以下「規則」という。）第76条第2項に掲げる事項を池田市掲示場において公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、次に掲げる資格要件にすべて該当する者に付与するものとする。

- (1) 本市の建設工事入札参加有資格者であること。
- (2) 建設業法に基づく経営事項審査結果の総合数値が一定の点数以上であること。
- (3) 対象工事と同種、同規模以上の施工実績を有していること。
- (4) 対象工事に配置予定の主任技術者、監理技術者等が適正であること。
- (5) 当該工事に必要な許可を有していること。
- (6) 池田市制限付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認するための入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時において、池田市指名停止措置要綱（平成13年7月26日実施）に基づく指名停止措置又は池田市公共工事等暴力団対策措置要綱（平成23年10月1日実施）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (7) 前各号に掲げる要件のほか、対象工事について市長が必要と認める要件を満たしていること。

(入札参加資格の決定)

第5条 前条に掲げる入札参加資格に係る詳細事項は、対象工事ごとに池田市請負業者審査会（以下「審査会」という。）の議を経て市長が決定するものとする。

(申請書及び資料の提出)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、申請書及び資料を市長に提出しなければならない。

2 申請書及び資料の提出期間の開始日は、原則として公告をした日から起算して5日（池田市の休日 を定める条例（平成元年池田市条例第26号）第1条第1項に掲げる池田市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）を経過する日以後の日とする。

3 申請書及び資料の提出場所は、公告において指定した場所とするものとする。

4 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとする。

5 申請書及び資料は、建設工事入札要項（以下「入札要項」という。）に定める様式により作成するものとする。

6 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

7 提出された申請書及び資料は返却しないものとする。

(資料の内容)

第7条 資料の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 入札参加資格審査調書 第4条第2号及び第5号に掲げる資格があることを確認できる申請者の事項についての調書
- (2) 工事施工実績調書 第4条第3号に掲げる資格があることを確認できる同種・同規模以上の工事の施工実績についての調書
- (3) 配置予定技術者等の調書 第4条第4号に掲げる資格があることを確認できる配置予定の技術者の資格、同種の工事経歴等についての調書

(申請書類等及び設計図書等並びに入札要項の交付)

第8条 申請書類等及び設計図書等（仕様書、特記仕様書、一般仕様書、設計書、図面をいう。以下同じ。）並びに入札要項は、公告後交付するものとする。

2 申請書類等及び設計図書等並びに入札要項の交付期間は、原則として公告をした日を開始日とし、公告をした日から起算して5日（市の休日を除く。）を経過する日以後の日を終了日とする。

3 申請書類等及び設計図書等並びに入札要項の交付に当たっては、実費相当分を徴収することができるものとする。

（入札参加資格の確認）

第9条 市長は、申請者に対する入札参加資格の有無について、提出された資料により確認を行うものとする。

2 前項の確認は、審査会の議を経て行うものとする。

3 入札参加資格の確認結果は、原則として申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に申請者に通知するものとする。この場合において、通知は、入札参加資格がないと認めた申請者には、その理由を付して行うものとする。

4 入札参加資格の確認を行った日から入札執行までの間に、入札参加有資格者が池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該入札参加有資格を取り消すものとする。

（現場（入札）説明会）

第10条 現場（入札）説明会は、特に必要があると認めた場合を除き、実施しないものとする。

（設計図書等に関する質問）

第11条 設計図書等に関する質問書の提出があったときは、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

2 質問書の提出場所及び質問に対する回答書の閲覧場所は、契約担当課とするものとする。

3 質問書の提出は、提出場所への持参又は郵送によるものとする。

4 質問に対する回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期限の日から起算して5日（市の休日を除く。）を経過した日から入札執行の日の前日までとする。

（入札保証及び契約保証）

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行日時までに入札予定金額の100分の3に相当する額以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を本市に納付しなければならない。ただし、当該者が、規則第82条各号のいずれかに該当するときは、入札保証金等の全部又は一部の納付の免除を受けることができる。

2 落札者は、本市との契約（仮契約を除く。）の締結と同時に当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。この場合において、当該保証に係る額は、当該契約金額の100分の30（落札者が、池田市内に事業所を有する個人又は法人である場合にあっては、100分の10）に相当する額以上の額とするものとする。

（入札執行）

第13条 入札日は、原則として、入札参加資格の確認通知期限の日の翌日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定に基づき一定の期間（市の休日を除く。）を設けるものとする。ただし、現場（入札）説明会を行う場合は、現場（入札）説明会の日の翌日から起算するものとする。

2 入札の執行に先立ち、入札参加有資格者であることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。

3 入札参加者は、入札に際し、入札価格に対応した工事費内訳書を市長に提出しなければならない。

（入札の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当した入札は、無効とする。

(1) 公告及び入札要項に定める入札参加資格のない者のした入札

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札

(3) 工事費内訳書の提出のない入札

(4) 入札に関する条件に違反した入札

2 無効の入札をした者を落札者とした場合は、落札決定を取り消すものとする。

（最低制限価格の設置）

第15条 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定するものとする。

2 最低制限価格を下回る価格でなされた入札は、失格とする。

（入札に参加できない者）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加できないものとする。

(1) 申請書及び資料を提出期限までに提出しなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

- (2) 申請書及び資料の提出後入札までの間において池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及びこれらの関連法令により規定されている反社会的団体員である暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営する建設業者及びこれらに準ずる者
- (4) その他特別の理由により、入札に参加することが適当でないと認められる者
（契約条項等を示す場所）

第17条 公告の写し、入札要項、設計図書等、契約書（案）、関係法令等を契約担当課において閲覧に供するものとする。

（公表）

第18条 市長は、入札執行の日の翌日に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 申請書を提出した者の商号又は名称
- (2) 入札参加有資格者名及び入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (3) 入札参加者の商号又は名称
- (4) 入札経過及び結果
- (5) 入札予定価格及び最低制限価格
- (6) 落札者名及び落札金額

2 前項各号に掲げる事項の公表の期間は、池田市建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（昭和57年6月1日実施）の規定によるものとする。

（本要綱の適用）

第19条 共同企業体方式により発注する場合に係る入札においても本要綱を適用するものとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関して必要な事項は、市長が入札要項等において別に定め、又は公告において別に記載する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成13年4月17日から実施する。

（池田市制限付一般競争入札試行要綱の廃止）

2 池田市制限付一般競争入札試行要綱（平成6年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年3月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から実施する。